

令和6年度女性活躍推進シンポジウム企画・実施業務委託仕様書(案)

1 委託事業名

令和6年度女性活躍推進シンポジウム企画・実施業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日(金)まで

3 事業目的

市内企業における女性活躍の機運の醸成を図ることを目的とし、「女性が輝くまちづくり」を重点的に推進するため、「企業における女性活躍の重要性」について、「女性活躍は企業の持続可能な成長のために必要であること」、「男性も含めた、仕事と生活の調和を大切にした働き方」等をテーマとするシンポジウムを開催する。

4 委託業務の内容

(1)実施計画の策定

シンポジウム開催にかかる事業全体の実施計画の策定

(2)シンポジウム開催にかかる調整業務

① 出演者の手配・連絡調整及び必要な経費の支払い

《特記事項》

- 開催期間は契約日～令和6年12月20日(金)までの1日とする。多くの参加者が見込め、効果的に開催できる曜日を設定すること。(設定については市と協議を行うこと)
- 「企業における女性活躍の重要性」について、「女性活躍は企業の持続可能な成長のために必要であること」、「男性も含めた、仕事と生活の調和」、「SDGs(目標5及び目標8)」等の側面からシンポジウムを開催すること。
- シンポジウムは、350人程度が参加する規模とすること。
- 参加については会場での聴講およびオンライン視聴、いずれも対応できるようにすること。
- シンポジウムについて、企業経営者・管理職・今後管理職になる若い世代の参加が望めるよう、必要な広報を行うとともに、参加者の募集を行うこと。なお、参加希望があれば、一般市民の方の参加も受け入れるものとする。(岡山市在住・在勤・在学の方を優先)
- 参加費は無料とする。
- 実施時間は2時間程度とする。
- シンポジウムは、コーディネーター1名(女性の活躍や仕事と生活のバランスに関するコンサルタント業務または企業での経験、学識経験等的確にコーディネートを行える方)及びパネリスト2名並びに司会者で構成する。なお、パネリストの選定においては、多くの企業に興味を持って参加してもらえよう集客が期待できる著名な方を中心に選定するとともに、中小企業の主体的な取組を促進するというシンポジウムの趣旨を踏ま

え、中小企業の経営者（岡山市内に限らない）など、中小企業の実態に即した具体的な取組み事例について発言できる方を含め、過去3年以内に岡山市が主催する女性活躍推進に関する講演会等に出演していない方（別紙1を参照）とする。（コーディネーター、パネリストの決定については、市と協議すること）また、登壇者についてはその性別に偏りがないうよう努めること。

提案書提出後に提案内容の変更はできないため、特に出演者については複数提示するなど、実現可能な提案となるよう十分注意すること。

- シンポジウムの内容をよりわかりやすく参加者に伝えるため、シンポジウム出演者の了承が得られる範囲で、パワーポイントなど投影する資料を、当日紙でも配付するよう努めること。
- 会場内に、市が提供する関連のチラシなどの掲示及び設置を行うこと。
- 入場者数の把握を行うとともに、シンポジウム終了後にはアンケートを実施すること。なおカウントする内容（性別、役職等）及びアンケートの内容は市と協議の上決定すること。
- シンポジウムの参加については参加申込を事前に受付することを原則とし、申込方法等詳細は市と協議すること。
- シンポジウム開催当日、参加者の子どもの託児を準備すること。なお、預かり可能な子どもの数は10人程度とし、詳細は市と協議すること。
- 参加者の状況に応じて手話通訳者を配置すること。
- 実施日が荒天等でシンポジウムが開催できない場合は、受託者側で別日を調整のうえ実施すること。その際には実施場所も受託者側で選定すること。

② 必要な人員及び物品の手配及び管理

③ 関係機関との連絡調整

《特記事項》

- 著作権等調整が必要な利害関係が存在する場合は、受託者は必要な調整を十分行い、万一、損害等が生じたときは、受託者の責任と負担において保障等を行うこと。また、著作物の使用にあたって使用料等が必要な場合は受託者の負担とする。

(3)会場確保、設営及び装飾、維持管理等

①開催会場の確保及び必要な経費の支払い

《特記事項》

- 会場は350人以上収容できる市内のホールとし、控室等開催に必要な部屋とあわせて受託者にて確保すること。
- 会場の使用について、管理者の了承等必要な調整を行うこと。

②ステージの準備・設営・実施・管理、出演者用控室の準備及び管理

《特記事項》

- ステージ上はシンポジウムに必要な机や椅子等の設置とともに、テーブルクロスの使用や、花等のディスプレイをするなど、華美にならない範囲で装飾を行うこと。

③会場入り口の看板、ステージ上の看板、エントランス付近の装飾、会場各所の案内サインの設置及び管理

④事業実施にあたり使用する机・椅子の手配、設置及び管理

⑤情報提供コーナーの設置及び管理

⑥ゴミ箱の設置及び管理

⑦終了後はすべて撤去し、適正に処理すること。

(4)運営資料の作成

運営上必要な台本等資料を作成し、事前に岡山市に必要部数を提供すること。

(5)広報業務

当該業務の広報に効果的なポスター・チラシを作成し、企業等に広く周知できるよう配布するとともに、新聞等メディアや経済団体等のルートを活用した効果的な広報を企画・実施すること。なお、詳細については岡山市と協議すること。

《ポスター・チラシの仕様》

○ポスター/A2サイズ・フルカラー・片面

○チラシ/A4サイズ・フルカラー・両面

○チラシについては、PDF形式で、高解像度、低解像度（ホームページ掲載用）2種類をCD-Rで納品すること。

《特記事項》

○ポスター、チラシその他の成果物に係るすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は岡山市に帰属する。

(6)当該業務全体の運営管理

①業務責任者を定め、書面により届けること。

②当該事業が円滑に進行するよう、適正に運営管理すること。

(7)当該事業に関する助言等

その他各種アイデアの提供、岡山市の発案に対する助言等を行うこと。

(8)その他

やむを得ない事情により、パネリスト及びコーディネーターの来場が困難となった場合はオンライン開催に切り替える等、何らかの方法で本業務を遂行できるようにすること。

5 契約に関する条件等

(1)業務の履行に関する措置

市は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託事業者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に市に書面で回答しなければならない。

(2)秘密保護・個人情報保護

①受託事業者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む）を委託者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

②受託事業者は作業用データをセキュリティを確保した方法により、委託業務の終了までに

確実に廃棄すること。

- ③その他、個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき必要な措置を講ずること。

(3)権利の帰属

- ①成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。
- ②受託者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を、当該委託の目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- ③受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権(公表権、氏名、表示権、同一性保持権)を行使しない。
- ④受託者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該委託の目的物を使用又は複製し、また、「(2)秘密保護・個人情報保護」の規定にかかわらず当該委託の目的物の内容を公表することができる。
- ⑤受託者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証する。
- ⑥委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ⑦再委託
- A 受託業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し承認を得ること。
- B 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

(4)個人情報の取扱いに関する覚書

受託者は、契約書作成に合わせて「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結し、適切な管理を行うこと。再委託範囲に個人情報の取扱が含まれるときは、再委託先との間で、個人情報保護に関する適切な体制を確保すること。

(5)損害の賠償について

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

(6)実施報告

各催事の概要や写真、参加者数等をまとめて委託業務実施報告書として提出すること。

(7)その他

特別な事情が生じた場合は、協議の上、委託条件等を変更できるものとする。

6 提出書類

受託者は、次に示す書類を提出すること。

(1) 委託契約締結後提出するもの

委託業務責任者届、委託業務着手届、委託業務作業工程表、事業実施計画書、その他岡山市の指示する図書。

(2) 委託業務完了後提出するもの

委託業務完了通知書、委託業務実施報告書、アンケート集計報告書（書面1部およびPDFデータ）、回収したアンケート用紙、シンポジウム申込み時に作成した参加者データ原本。

7 その他

(1) 業務の実施にあたっては、岡山市担当者及び関係機関と適宜協議を行い、十分に調整して行うこと。

(2) 委託業務対象経費は、講師謝礼、旅費（ただし、国内交通費のみ）、人件費、広報にかかる費用、資料・チラシ等印刷製本費、会場使用料、その他事業に必要な費用等とする。ただし、備品購入費は除く。

(3) 本仕様書に明示していない事項で、本業務の実施に必要と認められる事項については、岡山市担当者と協議の上、受託者の責任において実施すること。

女性活躍推進に関する講演会等の登壇者一覧

	登壇者	肩書き
平成29年度	青野 慶久 内田 良子 村上 由美子 海老原 嗣生	サイボウズ(株)代表取締役社長 両備ホールディングス(株) OECD東京センター所長 雇用ジャーナリスト
平成30年度	藤野 公子 村川 智博 杉山 真子 治部 れんげ	琉球大学客員教授 (株)ベクトル代表取締役 エステート企業(株)専務取締役 昭和女子大学現代ビジネス研究所研究員
令和元年度	河合 薫 池田 佳代 高田 美紀子 大山 和弘 丹羽 宇一郎	健康社会学者 環太平洋大学経営学部現代経営学科学科長・教授 岡山商工会議所女性会会長 株式会社中国銀行人事部次長 伊藤忠商事株式会社名誉理事
令和2年度	佐藤 博樹 白坂 亜紀 中村 朱美 竹本 幸史 村上 由美子	中央大学大学院戦略経営研究科ビジネススクール教授 銀座クラブ「稲葉」オーナーママ 株式会社minitts 代表取締役 株式会社SWITCH WORKS 代表取締役 OECD東京センター所長
令和3年度	宮原 淳二 天野 妙 平川 清高 藤原 加奈	株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス推進部長 Respect each other 代表/みらい子育て全国ネットワーク代表 株式会社シーズ 代表取締役 株式会社フジワラテクノアート取締役副社長
令和4年度	山口 慎太郎 岩辺 みどり 徳倉 康之 辻 愛沙子	東京大学経済学研究科教授 株式会社 Encanta 代表取締役 株式会社ファミリーエ代表取締役/NPO 法人ファザーリングジャパン理事 株式会社 arca CEO/Creative Director
令和5年度	石塚 由紀夫 浜田 敬子 川島 高之 長谷川 ミラ	日本経済新聞社編集委員 ジャーナリスト NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事 モデル/ラジオナビゲーター